

令和7年度市民参加対象事項(予定)に対する
安城市市民参加推進評価会議委員からの計画内容等への質問等

資料5

No.1 (仮称) 安城市犯罪被害者等支援条例の策定 (市民安全課)

	意 見	回 答
1	関係法令(犯罪被害者等基本法、愛知県犯罪被害者等支援条例)だけでは不十分なのではないでしょうか。安城市の現状にあわせて条例の策定が必要な内容とは何でしょうか。	犯罪被害者等基本法において、自治体には犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう施策を策定し、実施する責務があるとされています。被害者等の多くは、被害後も住み慣れた地域で生活を送ることが想定されます。地域に密着した市町村がそのお気持ちに寄り添い、中長期的な支援を行うことが必要であると考えます。 また、愛知県全体で同様の取り組みが期待されており、地域間格差を解消するためにも条例の策定が必要です。 こうした現状を踏まえ、本市においても、基本理念や市の責務、市民の役割、支援の基本となる事項を条例に定め、すべての市民が安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、犯罪被害者やその家族の方々を市全体で支える姿勢を示すため条例を制定策定したいと考えます。 なお、具体的な支援策については、要綱で定めてまいります。

No.2 第4次安城市子供読書活動推進計画の改定 (アンフォーレ課)

	意 見	回 答
1	調査シートの記載内容で「子ども」と「子供」の表現混在が気になりました。	第4次計画策定時は、国の第四次計画の表記に合わせ「安城市子供読書活動推進計画」としました。国の第五次計画は「子ども」に変更されましたので、安城市の計画も改訂後は「子ども」に変更します。

No.7 地区公園再整備基本構想の策定 (公園緑地課)

	意 見	回 答
1	予算に対して、適切な構想となっているのか、改めて検討いただきたいです(他の事例と比較して高額な予算となっていないのかなど)。	適切な構想が策定できるよう努めます。

No.9 安城市文化振興計画の見直し（文化振興課）

	意 見	回 答
1	市として文化政策がないです。各施設の指定管理者に任せているようでは重複することもあり、市民が求めている文化がバラバラで運用しています。安城はこんな街だという統一した文化を盛り上げる政策がほしいです。	市民一人一人が求める文化芸術活動は多様化しています。そのため、市民の様々なニーズに対応した文化芸術活動の推進こそ文化振興の本質であると考えます。一方で歴史や伝統文化など地域に根差す文化芸術活動もありますので、ご指摘の通り、シビックプライドが醸成されるような施策も計画を通して実施していきたいと考えています。